

次の各項目のいずれか変更があったときは、その旨を10日以内に所定の「変更届出書」により県に届け出る必要があります。

変 更 が あ っ た 事 項	
1	事業所（施設）の名称
2	事業所（施設）の所在地（電話番号、FAX番号）
3	事業（開設）者（法人）の名称、主たる事務所（本社）の所在地（電話番号、FAX番号）
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所
5	登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （ <u>介護老人保健施設、介護医療院は、事前に承認を受ける。</u> ）
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
10	運営規程
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関
12	事業所の種別
13	提供する居宅療養管理指導の種類
14	事業実施形態 （本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）
15	利用者、入所者又は入院患者の定員
16	福祉用具の保管・消毒方法 （委託している場合にあっては、委託先の状況）
17	併設施設の状況等
18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号